

富里市犬登録事業に係る手数料の収納事務委託仕様書

(業務の内容)

1. 業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 犬の登録申請書及び犬の注射済票交付申請書の受理
 - (2) 鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付
 - (3) 手数料の収納事務
 - (4) 申請書及び徴収簿等の提出

(受託申請書の手続)

2. 受託者になることを希望する者は、「公金収入事務受託申込書」(別紙1)に必要な事項を記載のうえ、市長に提出しなければならない。

(受託者証の掲示)

3. 受託者は、委託者から交付される「収入事務受託者証」(別紙2)を市民が見やすい場所に掲示しなければならない。

(鑑札等の預け入れ)

4. 委託者は、必要とする数量の鑑札及び狂犬病予防注射済票を受託者に預け入れ、受託者は適正に管理するものとする。

(手数料の徴収)

5. 受託者は、富里市手数料条例(平成12年条例第1号)第2条第1項の規定により、次の表に掲げる事務の手数料を申請者から徴収する。

手数料の名称	事務の種類	単位及び金額
犬の登録手数料	狂犬病予防法第4条第2項の規定による犬の登録に伴う鑑札の交付	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料	狂犬病予防法第5条第2項の規定による犬の狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき 550円

(鑑札等の交付)

6. 受託者は、上記の手数料を申請者から徴収したときは、犬の登録申請にあつては鑑札を、犬の注射済票交付申請にあつては狂犬病予防注射済票を番号順にそれぞれ交付するものとする。

(市への報告)

7. 受託者は、狂犬病予防法施行規則(昭和25年厚生省令第52号)第12条に規定する注射済証を提示し、各申請書と手数料徴収簿兼報告書(別紙3)、収納事務委託料請求書(別紙4)を翌月5日までに委託者に提出するものとする。

(鑑札等の返還)

8. 受託者は、交付しなかった鑑札、注射済票を年度末に、委託者に返還するものとする。

(検査・報告)

9. 受託者は、委託者が必要を認めるときに行う履行状況の検査に協力し、その指示に従わなければならない。その際に、受託者の履行が不相当と認めるときは、委託者は受託者に改善を求めることができる。

また、受託者は、委託者が必要と認める事項について、委託者から報告を求められたときには、速やかに報告しなければならない。

(証拠書類の保存期限)

10. 領収証書等、本契約に関する書類については、領収日が属する年度の翌年度4月1日から起算して、5年間保存しなければならない。

公金収入事務受託申込書

年 月 日

富里市長

様

診療施設所在地

診療施設名称

代 表 者

印

地方自治法施行令第158条第1項及び富里市財務規則第51条第1項の規定により、富里市の公金収入事務を受託したく下記のとおり申し込みます。

なお、公金収入事務受託にあたり、下記のとおり領収印の印影を届け出ます。

1. 受託する事務の名称	富里市犬登録事業に係る手数料の収納事務委託
2. 受託期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 診療施設所在地	
4. 診療施設名	
5. 氏名または代表者名	(ふりがな)
6. 電話番号	
7. FAX番号	
8. メールアドレス	
9. 診療時間	
10. 休診日	
11. 収納に使用する印鑑	

収納事務受託者証

診療施設名称

診療施設所在地

代 表 者

上記の者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、富里市の次に掲げる事務を受託した者であることを証明する。

富里市長

注 意 事 項

1. 本証は、市民の見やすい場所に掲示しておかなければならない。
2. 身分について他の者から要求のあったときは、本証を呈示すること。
3. 記載事項に変更を生じたとき又は収入事務受託者でなくなったときは、速やかに返還すること。
4. 本性は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5. 本証を紛失したときは、速やかに届出で再交付を受けること。
6. 本証の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

手数料徴収簿兼報告書

	年度	月分	診療施設名称等	領収日	鑑札・番号 No.	所有者氏名	所有者住所	区 分			
								登録手数料	済票交付手数料		
1	/							3,000円	550円		
2	/							3,000円	550円		
3	/							3,000円	550円		
4	/							3,000円	550円		
5	/							3,000円	550円		
6	/							3,000円	550円		
7	/							3,000円	550円		
8	/							3,000円	550円		
9	/							3,000円	550円		
10	/							3,000円	550円		
11	/							3,000円	550円		
12	/							3,000円	550円		
13	/							3,000円	550円		
14	/							3,000円	550円		
15	/							3,000円	550円		
合 計								①	②	③	④
								件	円	件	円

※前月分の報告を翌月5日（土日祝日の場合は直近の平日）までに担当課へ提出してください。

※報告書には、申請書類（ハガキ含む）を添付してください。

